

伊勢原市野球協会学童部規約

第1章 名称

第1条 本会は、伊勢原市野球協会学童部と称す。(以下学童部)

第2章 事務局

第2条 学童部の事務局を、理事長宅に置く。

第3章 目的

第3条 学童部は、野球の興隆発展に寄与し、あわせて学童の健全な育成、体位の向上を目的とする。 2015.03.22 削除

第4章 事業

第4条 学童部は、第3章の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 伊勢原市野球協会学童部主催の野球大会を企画と実施
2. 上部大会の参加及び企画と実施
3. 所属チームの統括と連絡
4. 指導者の研修及び親睦の企画と実施
5. その他、学童部の目的達成に必要な事項

第5章 選手の資格

第5条 学童部に登録されるチームの選手は、神奈川県少年野球連盟学童部規約の第3章第5条、イ項（神奈川県に居住し、市、区、町、村内で編成するクラブチームとし小学年令層の者で編成しなければならない）に準じ、保護者の承認を得た学童のみとする。〈'2016.04.03改訂〉

第6章 登録

第6条 年度登録を、母体チーム単位で、毎年年度始めに行う。

第7条 大会参加チーム登録

1. 各チームは、年度始めより、または都合により年度の途中から、大会に何チーム参加させるかを年度登録の時に明らかにする。
2. 大会メンバー登録を、大会の都度、その大会の抽選日までに行う。
3. 登録用紙は、別途定められた用紙とする。

第7章 組織

第8条 学童部は、第6章の規定に従い、学童部に登録し、所定の手続きを経たチームをもって組織する。

第8章 役員

第9条 学童部は、次の役員を置く。

1. 理事長 1名
2. 副理事長 若干名（‘2017.02.19改訂）
3. 運営部長 1名
4. 運営スタッフ 各チームから1名、その他で構成（
5. 会計 1名
6. 事務局員 若干名（
尚、名誉顧問・顧問・相談役を役員会の決定で委嘱することができる。

第10条 役員を選出

1. 運営スタッフは、各チーム・審判部・その他から選出する。（‘2014.03.23追記）
2. 理事長は、役員の中より選出し、総会にて承認を得る。
3. 次期役員は、役員推進委員会を結成し、役員を選出し総会に提案する。
（役員推進委員会は、理事長が任命する。）
4. 役員は、総会で決定する。
5. 役員は、兼務することができる。

第11条 役員の仕事

1. 理事長 理事長は、本学童部を代表し、企画・運営等総ての実務を司る。
2. 副理事長 副理事長は、理事長を補佐し理事長が事故ある時は、その職務を代行する。
3. 運営部長 運営部長は、運営スタッフの取りまとめを行う。
補佐として運営副部長を指名することができる。（‘2014.03.23追記）
4. 運営スタッフ 運営スタッフは、本学童部の大会・行事を運営する。（‘2014.03.23追記）
5. 会計 会計は、本学童部の会計を司る。
6. 事務局員 事務局員は本会の事務を司る。

第12条 役員の任期

役員の仕事は、4月1日より翌々年の3月31日までの2年間とし、各チーム運営スタッフは毎年半数を改選する。但し再任は妨げない。

第9章 会議

第13条 機関

本学童部に次の機関を置く。

1. 総会
 - ① 総会は最高の決議機関で、本部役員及び年度登録された母体チームの代表者2名の評議員で構成する。
 - ② 総会は、年1回、理事長が招集する。
 - ③ 母体チームの過半数以上が必要と認めたとき、臨時総会を開くことができる。
 - ④ 総会は、母体チーム全評議員の過半数以上の出席で成立する。

- ⑤ 決議は、出席評議員の過半数の賛成をもって決定する。
- ⑥ 賛否同数の場合は、議長が採決することが出来る。
- 2. 代表者会議
 - ⑦ 代表者会議は、次期総会までの運営に関する決議機関であり、必要に応じて、理事長が召集する。
 - ⑧ 構成は、本部役員と各チームの代表者各1名にて構成する。
- 3. 役員会

総会決定事項の執行機関であり、また、次期代表者会議までの決議機関であり、必要に応じて、理事長が召集する。
- 4. 各種検討委員会

特命の業務について検討する諮問機関であり必要に応じて理事長が任命する。決議は総会・代表者会議で採決する。

第10章 会計

第14条 経費

学童部の経費は、年度登録費・大会参加費・その他の収入をもってこれに充てる。

- 1. 年度登録費、大会参加費は、総会で決定する。
- 2. 会計年度は、3月1日より翌年の2月末日までの1年間とする。
- 3. 臨時徴収は、実状を考慮の上、これを認められたとき徴収する。
- 4. 納入された年度登録費・大会参加費は、理由の如何を問わず払い戻ししない。

第15条 会計監査

- 1. 会計監査委員を総会で2名選出する。
- 2. 会計監査は、本学童部の会計を監査する。
- 3. 会計監査報告を総会にて行う。

第11章 審判部

第16条 構成

- 1. 各チームは、公認審判員より代表審判員1名、補助審判員1名を年度始めに登録をする。
- 2. 年度登録された審判員と審判部長が必要と認めた審判員で大会を運営する。
〔但し、審判部の承認により補助審判員の兼任も可〕

(‘2014.03.23 削除)

第17条 審判部の役員

- 1. 審判部部长 1名
審判部部长は、本学童部の副理事長を兼ねる。
- 2. 審判部副部长 若干名
審判部副部长は、本学童部の運営スタッフを兼ねる。 (‘2016.03.21 改訂)

〈‘2015.03.22 削除〉

第18条 任務

1. 審判部

- ①. 常にルールを研究し、学童部関係者に熟知させるよう務め、併せて審判の実技を指導する。
- ②. 本学童部の大会、及び上部大会の運営に協力する。

〈‘2015.04.05 削除〉

第19条 運営

1. 審判部部長は、必要に応じて理事長に連絡し、審判部会議を開催する。
2. 審判部は、必要に応じて審判講習会を開催する。

その他詳細は、伊勢原市野球協会学童部審判部規約による

第12章 その他

第20条 規約の改廃

この規約の改廃は、総会出席評議員の過半数の賛成で成立する。

第21条 賞罰

1. 本学童部に多大な功績を残した者は役員会で決定後、これを表彰する。
2. 本学童部に対して、著しく迷惑を及ぼした者は役員会で決定後、これを罰する。

第13章 付則

第22条 規約の適用

1. 1976年3月成立
中略
2. 2014年3月23日一部に改訂
2014年4月1日より適用

【備考欄】

- 2014.03.23 . . . 理事を運営スタッフと改称し、各ブロック2名を各チーム1名とする。
運営スタッフの長として運営部長を置く。
各種検討委員会の設置を明文化。
- 2014.03.23 . . . 運営部長及び、運営スタッフの役員の任務の記載
- 2014.03.23 . . . 第11章 第16条 2項を削除
- 2014.03.23 . . . 第11章 第16条 3項文中の『競技運営委員』を削除
- 2015.03.22 . . . 第11章 第17条 3項を削除
- 2015.04.05 . . . 第11章 第18条 2項を削除 監督代表者会議にて了承
- 2016.03.21 . . . 第11章 第17条 2項文中の『役員』を『運営スタッフ』へ改訂
- 2016.04.03 . . . 第5章 第5条 選手の資格を『市内』から『県内』へ改訂

2017.02.19 . . . 第 8 章 第 9 条 2 項の『2 名』を『若干名』へ改訂